

## P T A 総会議案書(Web版)

**第1号議案** 令和7年度一般会計決算報告に関する件

→ 別紙決算報告について、ご承認をいただきたい。

**第2号議案** 令和7年度特別会計決算報告に関する件

→ 別紙決算報告について、ご承認をいただきたい。

**第3号議案** 令和8年度一般会計予算に関する件

→ 別紙予算案について、ご承認をいただきたい。

※主な変更点

①会費の減額 (2,000円→1,000円)

②活動の無い項目の削除

**第4号議案** 令和8年度特別会計予算に関する件

→ 別紙予算案(80周年事業として基金より支出する計画)について、ご承認をいただきたい。

**第5号議案** 規約改定に関する件

→ 別紙規約改定案(サポーター制への正式移行、その他規約の改廃)についてご承認いただきたい

令和7年度 堀金中学校PTA一般会計決算(案)

令和8年3月23日

堀金中学校PTA代表 大泉 尊義

収入総額 1,176,231 円  
 支出総額 481,254 円  
 残 金 694,977 円

収入の部

項	7年度予算額A	7年度収入額B	増減(A-B)	備 考
会 費	460,000	454,000	6,000	2000円×227 (=家庭数+職員数)
雑収入	10,000	11,152	10,000	市P連補助 10,000円 貯金利息 1,152円
繰越金	711,079	711,079	0	
合 計	1,181,079	1,176,231	16,000	

支出の部

項	7年度予算額A	7年度支出額B	増減(A-B)	備 考
1 事務局費	558,920	370,470	188,450	
①庶務費	10,000	0	10,000	
②会議費	0	0	0	
③分担金	56,750	59,000	-2,250	市PTA負担金(250円×生徒236)
④旅 費	10,000	0	10,000	
⑤進路指導	0	0	0	
⑥慶弔費	50,000	0	50,000	
⑦生徒活動費	☆400,000	280,000	120,000	部活備品購入費:20,000×8=160,000円 全国・北信越等補助 大会30,000円×4件
⑧事務局費	0	0	0	
⑨互助会費	32,170	31,470	700	県P安全互助会費(会費、保険)
⑩講習会費	0	0	0	
2 学年・学級会費	5,000	0	5,000	
①講演会費	5,000	0	5,000	
3 文化部費	0	0	0	
①会報発行	0	0	0	
②消耗品費	0	0	0	
③会議費	0	0	0	
4 校外指導部費	0	0	0	
①行事参加	0	0	0	
②会議費	0	0	0	
5 厚生部費	0	17,920	-17,920	
①環境整備	0	17,920	-17,920	親子美化作業 飲料代
②会議費	0	0	0	
6 家庭共育委員会	8,000	0	8,000	
①講演会費	8,000	0	8,000	
②会議費	0	0	0	
7 常念募管理	40,000	40,000	0	
①維持管理	* 40,000	40,000	0	特別会計2へ繰り入れる
8 予備費	564,311	52,864	511,447	
①周年事業費積立	** 50,000	50,000	0	特別会計へ繰り入れる
②予備費	514,311	2,864	511,447	①フェス活動 回収BOX製作費用 1,864円 ②転出による会費返金1件 6ヶ月分 1,000円
合 計	1,176,231	481,254	694,977	

監査の結果、上記の通り相違ないことを証明いたします。

令和 8 年 3 月 23 日 氏名: 日下部 徳真

氏名: 小島 真由美

令和8年3月23日

令和7年度 堀金中学校PTA特別会計（周年事業）決算報告

	収入総額	¥924,086
	支出総額	¥0
	<hr/> 差引残高	¥924,086
1、収入内訳		
	繰越金	¥872,632
	周年積立金(一般会計より)	¥50,000
	貯金利息	¥1,454
	<hr/> 計	¥924,086
2、支出内訳		
		¥0
	<hr/> 計	¥0

令和7年度 堀金中学校PTA常念募管理特別会計決算報告

	収入総額	¥521,033
	支出総額	¥0
	<hr/> 差引残高	¥521,033
1、収入内訳		
	繰越金	¥480,231
	常念募管理(一般会計より)	¥40,000
	貯金利息	¥802
	<hr/> 計	¥521,033
2、支出内訳		
		¥0
	<hr/> 計	¥0

監査の結果、上記の通り相違ないことを証明します。

令和8年3月23日

氏名：日下部徳恵

氏名：小島真由美

令和8年度 堀金中学校PTA一般会計予算(案)

令和8年6月29日

収入総額	923,977 円
支出総額	923,977 円
残 金	0 円

収入の部

項	8年度予算額A	7年度予算額B	増減(A-B)	備 考
会 費	219,000	460,000	-241,000	1000円×219 (=家庭数+職員数)
雑収入	10,000	10,000	0	市P連補助 貯金利息等
繰越金	694,977	711,079	-16,102	
合 計	923,977	1,181,079	-257,102	

支出の部

項	8年度予算額A	7年度予算額B	増減(A-B)	備 考
1 事務局費	380,920	611,882	-230,962	
①庶務・会議費	10,000	10,000	0	用紙代・消耗品・冊子等
②分担金	48,750	56,750	-8,000	市PTA負担金(250円×生徒195)
③旅 費	10,000	10,000	0	各大会参加費、旅費補助
④生徒活動費	^ 280,000	400,000	-120,000	部活備品購入費:20,000円×8 全国・北信越等参加補助 1大会30,000円×4
⑤互助会費	32,170	32,170	0	県P安全互助会費(会費、保険)
2 学年・学級会費	5,000	5,000	0	
①講演会費	5,000	5,000	0	文化祭合唱コンクール審査1名
3 環境整備費	18,000	0	18,000	
①環境整備	18,000	0	18,000	環境整備作業飲料代等
4 常念募管理	40,000	40,000	0	
①維持管理	* 40,000	40,000	0	特別会計2へ繰り入れる
5 予備費	480,057	394,613	85,444	
①周年事業費積立	** 50,000	50,000	0	特別会計へ繰り入れる
②予備費	430,057	344,613	85,444	
合 計	923,977	1,051,495	-127,518	

\* 常念募維持管理費40,000円は、特別会計2を作り積み立てる。

\*\* 周年事業費積立は、令和元年度PTA総会の承認により、100,000円から50,000円に変更した。

☆生徒活動費は昨年度まで毎年持ち回りで各部に補助をしていた。昨年度から各部に20,000円の補助として、ユニフォーム購入等に積み立てることも認めたいと考える。北信越大会以上の出場への補助(1大会につき30,000円)は継続する。地域移行進捗考慮した運用を行う。

令和8年6月29日

令和8年度 堀金中学校PTA特別会計《周年事業》予算(案)

収入総額	¥975,540
支出総額	¥200,000
差引残高	¥775,540

1、収入内訳

繰越金	¥924,086
周年積立金(一般会計より)	¥50,000
貯金利息	¥1,454
計	¥975,540

2、支出内訳

中庭整備費	¥100,000
周年記録パネル代	¥100,000
計	¥200,000

令和8年度 堀金中学校PTA常念募管理特別会計予算(案)

収入総額	¥561,835
支出総額	¥170,000
差引残高	¥391,835

1、収入内訳

繰越金	¥521,033
常念募管理(一般会計より)	¥40,000
貯金利息	¥802
計	¥561,835

2、支出内訳

ポンプ制御盤修理	¥100,000
せせらぎ整備費	¥70,000
計	¥170,000

## 堀金中学校PTA会則並びに細則

現在の規約	改定案						
1. 会 則	1. 会 則						
第1章 名称及び事務局 第1条 本会は堀金中学校PTAといい、事務局を堀金中学校におく。	第1章 名称及び事務局 第1条 本会は堀金中学校PTAといい、事務局を堀金中学校におく。						
第2章 目的および事業 第2条 本会は学校の教育方針にのっとり、会員の協力によって教育を振興し、生徒の福祉を増進することを目的とする。 第3条 本会は前条の目的を達するため、次の事業を行う。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学校、家庭及び、社会の連絡協調をはかり、学習の向上に努める。</li> <li>2. 教育環境の整備をはかること。</li> <li>3. 生徒の厚生に関すること。</li> <li>4. 学校施設の充実をはかること。</li> <li>5. 会員の研究修養並びに相互の親睦をはかること。</li> <li>6. その他必要と認められたこと。</li> </ol>	第2章 目的および事業 第2条 本会は学校の教育方針にのっとり、会員の協力によって教育を振興し、生徒の福祉を増進することを目的とする。 第3条 本会は前条の目的を達するため、次の事業を行う。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学校、家庭及び、社会の連絡協調をはかり、学習の向上に努める。</li> <li>2. 教育環境の整備をはかること。</li> <li>3. 生徒の厚生に関すること。</li> <li>4. 学校施設の充実をはかること。</li> <li>5. 会員の研究修養並びに相互の親睦をはかること。</li> <li>6. その他必要と認められたこと。</li> </ol>						
第3章 会員及び組織 第4条 本会は堀金中学校生徒の保護者並びに、学校職員を会員とする。 第5条 本会には地区会、学年・学級会及び、各種の部会を設ける。種類、組織、任務等については細則に定める。	第3章 会員及び組織 第4条 本会は堀金中学校生徒の保護者並びに、学校職員を会員とする。 第5条 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本会の運営組織は、運営を担うリーダー会員、および特定の活動に対して支援を行う一般会員をもって構成する。</li> <li>2. 事業計画、運営方法その他必要な事項は、リーダー会員と学校職員との協議に基づき、その時々々の体制において実施可能な範囲で決定するものとする。</li> <li>3. リーダー会員の不足等により本会の円滑な運営が困難と認められる場合は、リーダー会員と学校側の協議を経て、当該年度における活動の全部または一部を休止することができる。</li> </ol>						
第4章 役員及び組織 第6条 本会は次の役員を置き、その選出方法は細則に定める。 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">1. 会長 1名</td> <td style="padding-right: 20px;">2. 副会長 3名</td> <td>3. 評議員 80名内外</td> </tr> <tr> <td>4. 常任委員 若干名</td> <td>5. 監事 2名</td> <td>6. 幹事 若干名</td> </tr> </table> 第7条 役員の任期は1ケ年とし、再選をさまたげない。	1. 会長 1名	2. 副会長 3名	3. 評議員 80名内外	4. 常任委員 若干名	5. 監事 2名	6. 幹事 若干名	第4章 役員及び組織 第6条 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本会の運営は、リーダー会員及び学校職員が相互に協力してこれにあたる。</li> <li>2. リーダー会員は毎年度代表者を選出の上、リーダー会員及び学校職員との協議により役割を分担する。止むを得ず代表者の選出が困難な場合、対外対応等は、リーダー会員間で分担す</li> </ol>
1. 会長 1名	2. 副会長 3名	3. 評議員 80名内外					
4. 常任委員 若干名	5. 監事 2名	6. 幹事 若干名					

	<p>る。</p> <p>3. 会計監査については、リーダー会員以外の会員から協力を募り実施するものとする。</p> <p>第7条 リーダー会員の任期は特に定めず、その参加および退出は、各会員の自発的な意思に基づくものとする。</p>
<p>第5章 役員の任務</p> <p>第8条 役員の任務は次の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会長は本会を代表し、会務を執行する。</li> <li>2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは代理する。</li> <li>3. 評議員は評議員会を組織し、必要事項を決議する。</li> <li>4. 常任委員は常任委員会を組織し、会務を執行する。</li> <li>5. 監事は業務、会計の監査をする。</li> <li>6. 幹事は庶務、会計のことにあたる。</li> </ol>	<p>第5章 役員の任務</p> <p>第8条 本会には特定の役員を置かず、リーダー会員及び学校職員が共同で行い、具体的な役割分担はその都度決定する。</p>
<p>第6章 会議</p> <p>第9条 本会の会議は次の通り行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本会は毎年度初めに定期総会を開く。そのほか、会長が必要と認めるとき及び評議員会の要求があったときは、臨時総会を開くことができる。総会では次の事項を行う。議長には副会長をあてる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業報告並びに決算の承認</li> <li>(2) 事業計画及び、予算の決定</li> <li>(3) 会長、副会長、監事の承認</li> <li>(4) 会則の設定及び、変更</li> <li>(5) その他、常任委員会において必要と認められた事項の承認及び、議決</li> </ol> </li> <li>2. 評議員会は、会長が必要と認めるとき及び、評議員の三分の一以上の要求があったとき開く。評議員会は次の事項を行う。議長には副会長をあてる。なお、会長が必要と認めるときは評議員会の役割を常任委員会に委託することができる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 総会に代わる議決(総会で承認を得るものとする)</li> <li>(2) 細則の変更</li> <li>(3) 常任委員会、部会の運営に関する事項</li> <li>(4) その他必要な事項</li> </ol> </li> <li>3. 常任委員会は、必要に応じ随時会長が招集し、次の事項を行う。議長には副会長をあてる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 予算の編成及び、事業計画の立案</li> </ol> </li> </ol>	<p>第6章 会議</p> <p>第9条 本会の会議は次の通り行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本会は毎年度初めに定期総会を開く。そのほか、リーダー会員が必要と認めるときは、臨時総会を開くことができる。総会では次の事項を行う。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業報告並びに決算の承認</li> <li>(2) 事業計画及び、予算の決定</li> <li>(3) (廃止)</li> <li>(4) 会則の設定及び、変更</li> <li>(5) その他、必要と認められた事項の承認及び、議決</li> </ol> </li> <li>2. 各活動における会議は、リーダー会員及び学校職員が必要に応じて開催する。会議の形態は特段定めず、リーダー会員及び学校職員が必要に応じて協議の上決定する。</li> </ol>

<p>(2)総会及び、評議員会に提出する議案の作成  (3)総会及び、評議員会の承認あるいは決議事項の執行  (4)会務の企画運営、事業の促進等の研究協議  (5)その他、緊急事項の処理</p> <p>4. 地区会、学年会、学級会は、必要に応じ各会長が随時開き、会務を協議し運営する。  5. 各部会は、会長と連絡のうえ部会長が随時開く。</p>	
<p>第7章 会計及び帳簿</p> <p>第10条 本会の経費は、会員からの会費をあて、会費については総会で事務局会計より提案し、総会で決定する。年度途中の転出入の会員については、月割りで会費の納入および返金を行う。また、その他の収入金をあてる。</p> <p>第11条 本会の会計年度は、4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>第12条 本会には次の帳簿を備え保存する。  1. 会員名簿 2. 会計簿 3. 各会議録 4. 業務日誌</p>	<p>第7章 会計及び帳簿</p> <p>第10条 本会の経費は、会員からの会費をあて、会費については総会で事務局会計より提案し、総会で決定する。年度途中の転出入の会員については、月割りで会費の納入および返金を行う。また、その他の収入金をあてる。</p> <p>第11条 本会の会計年度は、4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>第12条 本会には次の帳簿を備え保存する。  1. 会員名簿 2. 会計簿 3. 各会議録 4. 業務日誌</p>
<p>第8章 慶弔</p> <p>第13条 慶弔規定は細則に定める。</p>	<p>第8章 慶弔</p> <p>第13条 (廃止)</p>
<p>第9章 付則</p> <p>第14条 本会は顧問若干名を置く。</p> <p>第15条 本会則は平成6年4月20日より施行する。  平成21年4月17日一部改正、平成29年4月17日一部改正</p>	<p>第9章 付則</p> <p>第14条 (廃止)</p> <p>第15条 本会則は平成6年4月20日より施行する。  平成21年4月17日一部改正  平成29年4月17日一部改正  令和8年4月17日一部改正</p>
<p>2. 細 則</p>	<p>2. 細 則</p>
<p>第1条 第5条の会及び、部会の種類、組織、任務等は次の通りである。</p> <p>1. 地区会・学年会・学級会  (1)地区会 地区における生徒の生徒指導と福祉をはかる。  (2)学年会 学年における事業の企画運営と学級間の連絡調整等をはかる  (3)学級会 学級における生徒の学習及び、生徒指導の向上をはかる。</p> <p>2. 各部会</p>	<p>第1条 (廃止)</p>

<p>(1)校外指導部 生徒の家庭並びに、社会における生活指導等にあたる。</p> <p>(2)厚生部 生徒の保健衛生、給食及び、学校環境の整備等にあたる。</p> <p>(3)文化部 講習、講演会、PTA会報等の企画編集にあたる。</p> <p>(4)学級会長会 学年学級間の連絡調整、学年学級における事業の推進、会員の資質の向上の為の学習活動等にあたる。</p> <p>(5)家庭共有委員会 母親会員相互の研修と、学年学級における事業の推進、会員の資質の向上の為の学習活動の補佐に当たる。</p> <p>(6)必要に応じて特別な部会を設けることができる。</p> <p>3. 部員・会員の選出については次のように行う。</p> <p>(1)各学級より会長1名、副会長2名(家庭共有委員・文化部員)を選出する。学級会長の互選により当該学年の正副会長を各1名選出する。</p> <p>(2)地区会は地区ごとに正副会長を選出する。尚、地区会の会長・副会長は校外指導部を兼ねる。</p> <p>(3)校外指導部・厚生部の部員は、地区及び、学校職員で推薦された中から会長がこれを委嘱する。その人数は、校外指導部員は各地区2名、学校職員若干名、厚生部は各地区1～2名、学校職員若干名とする。部長・副部長は、部員の互選による。</p> <p>(4)家庭共有委員・文化部員は学級の副会長(各1名)が兼ね、委員長・副委員長は、委員の互選とする。</p>	
<p>第2条 第6条の役員選出方法は次の通りである。</p> <p>1. 会長・副会長は、会長、副会長、各学級会長、各地区会長及び、学校代表(1名)により構成する選考委員会により選出され、総会の承認を得る選考委員長は会長とする。3名の副会長のうち1名は3学年から、1名は2学年から各々選出し、1名は学校長とする。会長・副会長の選出は2月中日までに行う。</p> <p>2. 評議員は、各会正副会長、各部員及び、学校担当職員若干名とし、常任委員を兼ねることができる。</p> <p>3. 常任委員は、各地区会長、各部長、各学年会長及び、学校職員若干名とし、評議員を兼ねる。</p> <p>4. 監事は、常任委員を除く評議員中より選挙委員会において選出し、総会で承認を得る。</p> <p>5. 幹事は、学校職員の中より会長が委嘱する。</p>	<p>第2条 (廃止)</p>
<p>第3条 第13条の慶弔規定は次の通りである。</p> <p>1. 会員及び、生徒が死亡の場合は、本会並びに、学年会・地区会より弔意を表し、各会長が会葬する。</p>	<p>第3条 (廃止)</p>

<p>本会は香料 10,000 円と生花、学年会は香料 5,000 円、地区会は香料 5,000 円とする。ただし、学年会、地区会の香料は本会より支出する。</p> <p>2. 会員が火災・天災その他、特別の事項ありたるときは、事情に応じ本会・学年会・地区会協議の上対処する。</p> <p>3. 学校職員が転退職した場合は、3000円の記念品を贈る。</p>	
<p>第4条 第14条の顧問は、前会長及び、会の推薦者とする。</p>	<p>第4条 (廃止)</p>
<p>第5条 本細則は平成11年11月24日より施行する。</p> <p>平成 18 年 4 月 22 日一部改正、平成 19 年 4 月 21 日一部改正、平成 20 年 4 月 18 日一部改正、平成 21 年 4 月 17 日一部改正、平成 29 年 4 月 28 日一部改正、平成 31 年 4 月 25 日一部改正、令和 2 年 6 月 23 日一部改正、令和 6 年 5 月 <u>8</u> 日一部改正</p>	<p>第5条 本細則は平成11年11月24日より施行する。</p> <p>平成 18 年 4 月 22 日一部改正、平成 19 年 4 月 21 日一部改正、平成 20 年 4 月 18 日一部改正、平成 21 年 4 月 17 日一部改正、平成 29 年 4 月 28 日一部改正、平成 31 年 4 月 25 日一部改正、令和 2 年 6 月 23 日一部改正、令和 6 年 5 月 <u>8</u> 日一部改正、令和 8 年 4 月 17 日一部改正</p>